

## 令和6・7年度宗像市SOHO事業者登録申請要領

市ではSOHO事業者<sup>1)</sup>支援のため、市が行う庁内業務の一部を市内SOHO事業者に外部委託する庁内業務アウトソーシング事業を実施しています。

この事業の見積に参加を希望する方を対象に、登録申請者を募集します。

<sup>1)</sup>SOHO（ソーホー／Small Office Home Office）とは、企業などから委託された仕事を、IT（情報通信技術）を活用して自宅及び小規模事務所等で請け負う労働形態のことをいう。

申請要件	(1) 市内に住所及び主たる事業所を有するSOHO事業者とSOHOを目指している方 (2) 常時使用する従業員が5人以下の事業所で、【別表】庁内業務アウトソーシング事業の業種一覧に該当する業種であること (3) 下記※1から4に該当しない方 (4) 宗像市競争入札参加資格審査申請（いわゆる業者登録）をしない方 (5) 市税を滞納していない方
	※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ※2 法人にあって、その役員のうち（※1）に該当する者がある者 ※3 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者 ※4 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがある等の理由により、契約の相手方として不適当と認められる者
有効期間	令和6年4月1日以降の認定日～令和8年3月31日（2年間）
申請方法	提出書類一式を産業政策課の窓口を持参または郵送 《窓口》宗像市役所 北館2階 産業政策課 《郵送先》〒811-3492（住所不要） 宗像市役所産業政策課 あて
受付期間	令和6年3月21日まで（以降随時受付）
受付時間	平日の午前8時30分～午後5時
その他	審査後、登録が認められた方は「宗像市SOHO事業者登録名簿」に登載し、登録認定通知書を発送します。

### 【注意事項】

- ・ 庁内業務アウトソーシング事業は、SOHO事業者登録をされた方のみを業務委託の対象としています。
- ・ 登録により、市が発注する庁内業務アウトソーシング事業における業者選定の対象となりますが、見積依頼及び契約を約束するものではありません。
- ・ 原則として、複数のSOHO事業者に見積を依頼し、その事業の予定価格の範囲内で最低価格を提示した方と契約します。
- ・ 業務の履行にあたっては、宗像市契約事務規則、その他関係法令等に基づき、信義に従い誠実に履行してください。

【提出書類一覧】

	提出書類	説明
1	登録申請書(様式第1号)	・記入例を参考に作成すること
2	役員等名簿(様式第2号)	・法人の場合のみ作成すること
3	市税の滞納のない証明書 (宗像市税務課発行)	・申請日前3ヶ月以内に発行されたものであること ・ <u>宗像市役所税務課(TEL0940-36-5270)で発行</u> *手数料1通300円
4	自己PRシート	・A4サイズフリーフォームで作成すること

※申請書提出後、記載事項に変更が生じた場合は、産業政策課に連絡し、変更手続きをしてください。

※提出書類に含まれる個人情報は、契約関係の目的以外に利用することはありません。

【別表】 庁内業務アウトソーシング事業の業種一覧 (日本標準産業分類より)

No.	業種	業務内容の例
3911	受託開発ソフトウェア業	プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業など
3913	パッケージソフトウェア業	電子計算機のパッケージプログラムの作成など
3914	ゲームソフトウェア業	パーソナルコンピュータ等で用いるゲームソフトウェアの作成など
3921	情報処理サービス業	データ入力業務など
3922	情報提供サービス業	データベースサービス業など
3929	その他の情報処理・提供サービス業	市場調査、世論調査など
4011	ポータルサイト・サーバ運営業	ウェブ情報検索サービス業、インターネット・ショッピング・サイト運営業など
4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	ウェブ・コンテンツ提供業など
4013	インターネット利用サポート業	情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業
4111	映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業、アニメ制作業を除く)	ビデオ制作業など
4122	ラジオ番組制作業	ラジオ番組の制作を行う事業所など
4141	出版業	情報誌発行業など
7261	デザイン業	クラフトデザイン、パッケージデザインなど
7311	広告業	インターネット広告など
9211	速記・ワープロ入力業	テープ起こし業など